

議案第85号

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険条例（昭和34年守谷町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第21条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求めてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年8月28日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
85号	1

提案理由（議案第85号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、マイナンバーカードと健康保険証が原則一体化されることにより、国民健康保険法の被保険者証に関する規定が改正されたことに伴い、守谷市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願ひいたします。

議案	頁数
85号	2

守谷市国民健康保険条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>第21条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽</u>の届出をした場合_____においては、 その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第21条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽</u>の届出をした場合<u>又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、 その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

議案番号	頁数
85号	3